○文部科学省告示第百三十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
新居関跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和三十年文化財保護委員会告示第五十一号及び平成十一年文部省告示第十七号	静岡県湖西市新居町新居字関門跡	静岡県湖西市新居字関門跡一二三〇番四、一二三五番三、一二四一番一、一二四一番二、一二四二番一、一二四二番二、一二四三番一、一二四三番二、一二四四番一、一二四四番二、一二四五番一のうち実測二六・二五平方メートル、一二四五番二の一のうち実測一三二・二九平方メートル、一二四五番二の二のうち実測三二・六六平方メートル、一二四六番一のうち実測二三・〇三平方メートル、一二四六番二のうち実測四・九三平方メートル、一二四七番一のうち実測〇・九一平方メートル、一二四七番二のうち実測〇・四二平方メートル、一二四七番三のうち実測五・四一平方メートル 備考　一筆の土地、道路敷及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を静岡県教育委員会及び湖西市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

大宰府跡

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
大宰府跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和三十年文化財保護委員会告示第十七号、昭和四十五年文部省告示第二百七十四号、昭和四十九年文部省告示第百二十号、平成二十一年文部科学省告示第八号及び平成二十六年文部科学省告示第三十三号	福岡県太宰府市朱雀三丁目	三〇五番一のうち実測三六六・八〇平方メートル、三〇五番二、三〇五番三のうち実測一七九・一四平方メートル、三〇五番四、三〇五番五、三〇五番六、三〇五番七のうち実測七四二四・二〇平方メートル、三〇五番八のうち実測三一九八・八三平方メートル、一〇四四番のうち実測九一八・〇二平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び太宰府市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		中欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
白鳥塚古墳	昭和四十七年文部省告示第百五十六号及び平成二十年文部科学省告示第百二十六号	尾張戸神社古墳 愛知県名古屋市守山区大字上志段味字東谷 同　瀬戸市十軒町	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅶ座標系を基準とするP一地点（X＝マイナス八二五三八・八一二メートル、Y＝マイナス一〇三三二・七〇二メートル）、P二地点（X＝マイナス八二五三九・八一三メートル、Y＝マイナス一〇三三一・九〇一メートル）、P三地点（X＝マイナス八二五三九・一九五メートル、Y＝マイナス一〇三一六・七〇四メートル）、P四地点（X＝マイナス八二五三六・三六三メートル、Y＝マイナス一〇三二一・六七二メートル）、P五地点（X＝マイナス八二五三二・七九八メートル、Y＝マイナス一〇三一九・六三五メートル）、P六地点（X＝マイナス八二五二四・三三二メートル、Y＝マイナス一〇三一六・一一一メートル）、P七地点（X＝マイナス八二五一八・五七六メートル、Y＝マイナス一〇三一五・三七七メートル）、P八地点（X＝マイナス八二五一二・九三五メートル、Y＝マ	志段味古墳群 白鳥塚古墳 尾張戸神社古墳 中社古墳 南社古墳 志段味大塚古墳 勝手塚古墳 東谷山白鳥古墳